

事 務 連 絡

平成 22 年 4 月 20 日

各厚生労働大臣認可

水 道 事 業 者
水道用水供給事業者

 担当者 殿

厚生労働省健康局水道課

水道水源の監視や水道施設の警備の実施に当たっての留意事項について

日頃より、水道行政の推進につきましてはご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今般、別紙のとおり浄水場沈砂池内に油が入っているビニール袋が発見される事件が発生しました。

水道法施行規則第 17 条第 2 号において、水道事業者が講じなければならない衛生上必要な措置として、取水場、貯水池、導水きょ、浄水場、配水池及びポンプせいの施設には、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置が掲げられていることについて、引き続き留意するようお願いいたします。

また、安全な飲料水を確保する上で、水道水源の監視や水道施設の警備の実施は必要不可欠であり、これらの危機管理対策の取組や事故が発生したときの情報連絡について、平成 16 年 2 月 26 日付け健水発第 0226002 号「不法行為の未然防止のための警備強化について」において、従来から全国の水道事業者をお願いしているところです。

水道水源の監視、水道施設の警備等の取組を徹底するとともに、飲料水の水質異常などの情報を把握した場合には、「飲料水健康危機管理実施要領について」（平成 14 年 6 月 28 日付け健水発第 0628001 号）に基づき、当課あてに直ちに連絡するようお願いいたします。

浄水場沈砂池における油の浮遊について

平成 22 年 4 月 18 日 (日) に姫路市水道局保城浄水場の北側沈砂池において、油状の液体が浮遊していることが確認され、油が入っているビニール袋が発見された。取水停止及び油・ビニール袋の除去が行われ、沈砂池につながる浄水場において水の安全が確認された。また、沈砂池内の非汚染区画を利用して取水が再開された。さらに、沈砂池内の汚染区画について洗浄等を行い、池内の水の安全が確認された。水道給水に問題は生じず、健康被害の報告もない。

(事案に対する対応状況)

4 月 18 日 (日)

- 12:55 頃 保城浄水場から約 700~800m 北に位置する沈砂池をカメラで監視したところ、ゴミ袋のようなものが確認され、また水面に黒い筋状の模様が見られたため、現地において確認。
- 13:10 頃 北側沈砂池において、油の浮遊を発見。
- 14:00 頃 オイルマット及びオイルフェンスを用いた対策を実施。
- 14:30 頃 姫路警察へ連絡。
- 15:00 頃 姫路警察が現場検証を開始 (16:30 頃終了)。
- 15:30 前 油の浮遊が確認された沈砂池につながる浄水場 2 カ所 (保城浄水場及び町裏浄水場) において取水を停止。
- 16:00 頃 浄水場 2 カ所において原水及び浄水の水質検査を実施。
- 16:30 頃 油が入っていたとみられる 5 つのビニール袋を撤去。消防ダイバーが現地に到着し、沈砂池内を搜索。
- 21:00 頃 浄水場 2 カ所における水質検査結果により水の安全を確認。
- 23:00 頃 南北の沈砂池間の経路を遮断し、汚染区画と非汚染区画を分離。
非汚染区画である南側沈砂池から取水を再開。
汚染区画である北側沈砂池の排水を開始。

4 月 19 日 (月)

- 8:00 頃 北側沈砂池の排水、土砂の排出、及び洗浄を終了。注水を開始。
- 10:20 頃 注水完了後、北側沈砂池の水質検査を実施。
- 15:00 頃 水質検査結果により北側沈砂池水の安全を確認。